

奈良県社会教育センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 濱 上 和 康

奈良県教育委員会規則第五号

奈良県社会教育センター管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県社会教育センター管理運営規則（昭和五十八年五月奈良県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「研修棟」を「研修施設」に改め、同条第一項中「の一の表」を削り、「研修棟の施設（以下「研修棟」）を「研修施設（以下「研修施設」）」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「研修棟」を「研修施設」に改める。

第七条の二を削る。

第八条（見出しを含む。）中「研修棟の」を「研修施設の」に改め、同条第一項中「研修棟使用申込書」を「研修施設使用申込書」に改める。

第八条の二を削る。

第九条（見出しを含む。）中「研修棟使用承認書」を「研修施設使用承認書」に改める。

第九条の二を削る。

第十条中「研修棟にあつては前納とし、宿泊棟にあつては後納とする（ただし、所長が必要と認めるときは、使用料の一部を前納させることができる。）」を「前納とする」に改める。

第十三条（見出しを含む。）中「研修棟」を「研修施設」に改める。

第十七条中「及び第七条の二第一項」を削る。

第十八条中「、第七条の二」、「第八条の二」及び「第九条の二、第十条」を削る。

第一号様式中「研修棟使用申込書」を「研修施設使用申込書」に、「研修棟」を「研修施設」に、「奈良県社会教育センター所長殿」を「奈良県社会教育センター所長殿
指定管理者殿」に改める。

第二号様式中「研修棟使用承認書」を「研修施設使用承認書」に、「研修棟を」を「研修施設を」に、「奈良県社会教育センター所長」を「奈良県社会教育センター所長

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。